

買受人承認取扱要綱

昭和63年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、買受人の承認について防府市公設青果物地方卸売市場業務条例(昭和63年防府市条例第10号)第26条及び同施行規則(昭和63年防府市規則第15号)第26条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格基準)

第2条 買受人の業務の承認を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 生鮮食料品等の販売又は加工を業とし、県内に店舗を有する者で、承認後市場の卸売業者の行う売買取引に継続して参加できる者
- (2) 原則として満20才以上の者
- (3) 当該物品の取引について1年以上の経験を有する者
- (4) 買受代金の支払について、保証契約の成立が可能である者
- (5) 当該業種について、関係行政庁の許認可を必要とする場合にあっては、その許認可を受けている者

(選考方法等)

第3条 選考は市場協力会で審査し、その報告に基づき市長が決定する。

(買出人)

第4条 市長は、市場における売買取引を円滑に行うため、買出人を置くことができるものとする。

- 2 買出人は、市場において、仲卸業者及び付属営業人の取り扱う物品の販売を受けることができるものとする。ただし、卸売業者の行う売買取引に参加することはできない。
- 3 買出人になろうとする者は、買出人としての承認を受けようとする者でなければならない。
- 4 買出人(法人にあってはその役員)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)であってはならない。
- 5 買出人になろうとする者は、買出人承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

6 市長は、第3項の申請書を受理したときは、買出人章（第2号様式）を交付するものとする。

7 買出人は、市場においては買出人章を着用しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

買出人承認申請書

年 月 日	
(あて先) 防府市長	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
下記のとおり、関係書類を添えて届け出ます。	
氏名または名称	
住 所	
商 号	
法場 人 の合	資本又は出資の額
	役員 の 氏 名
<関係書類>	
(1) 届出者が個人の場合	(2) 届出者が法人の場合
ア 履 歴 書	ア 登記簿の謄本
イ 身分証明書	イ 定 款
ウ 住民票の写し	ウ 業務を執行する役員の
エ 写 真	身分証明書及び履歴書

第2号様式

買 出 人 章



規 格	7 cm× 1 2 cm
材 質	塩化ビニール
地 色	白 色
市 章	青 色
文 字	黒 色
数 字	黒 色